

造血幹細胞移植後の小児への任意予防接種費用助成のお知らせ（彦根市）

彦根市では、造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植又は臍帯血移植）その他の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方に対して、再接種の費用を助成します。**事前の申請手続き等が必要です。**

【対象となる方】 次の1～3すべてに該当する方

1. 再接種の日において20歳未満の彦根市民の方
2. 造血幹細胞移植その他の医療行為により、過去に受けた定期予防接種で得た免疫が低下または消失したため、再接種の必要があると医師が認める方
3. 令和5年（2023年）4月1日以降の再接種である方

＼助成に関する詳細はこちらから／



彦根市 HP「造血幹細胞移植等による小児へのワクチン再接種費用の助成」

【対象となる予防接種】

B型肝炎、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、五種混合、四種混合、三種混合、二種混合、麻しん風しん混合（MR）、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症、不活化ポリオ（単独）、麻しん（単独）、風しん（単独）

※造血幹細胞移植等を受ける前に**定期予防接種として受けているものに限ります。**

【助成方法】 償還払い（医療機関に一旦お支払いいただいた後、本市より償還します。）

ただし、助成金額については上限があります。※ 上限額については市ホームページをご覧ください。

【申請手順】 ※必ず再接種を受ける前に申請してください。申請書類は市ホームページからも印刷できます。

- ① 様式第1号「彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成対象者認定申請書」に添付書類を添えて健康推進課に提出してください。

添付書類

- ・医師の意見書（様式第2号）※文書料が必要になる場合があり、自己負担（助成対象外）になります。
- ・母子健康手帳の写し等（今までの定期予防接種の履歴が確認できる書類）

市は、申請を受付後、審査を行い、認定（不認定）通知書を交付します。

- ② 彦根市から認定通知書を受け取った後、医療機関で再接種を受けてください。（費用は一旦全額医療機関へお支払いください。 ※予診の結果、接種が見合わせとなった場合、見合わせ料に対する助成はありません。）

- ③ 再接種した日の属する年度の末日までに様式第4号「彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成金交付申請書兼請求書」に添付書類を添えて健康推進課に提出してください。

添付書類

- ・領収書および医療費明細書の写し（医療機関での支払い金額、接種日、接種ワクチン、接種医療機関が記載されているもの）
- ・予防接種を受けたことを証明する書類（予診票または母子健康手帳の写し）
- ・振込先通帳の写し

※申請年の1月1日現在、彦根市に住民登録がない方は、前居住地の自治体で発行した「市民税・県民税証明書」（申請年度分、ただし4月から6月申請は前年度分）を添付してください。

市は、助成金申請の審査後、「助成金等交付決定通知書」を送付し、その後、指定の口座へ助成金を振り込みます。

参考【予防接種による健康被害救済制度】

今回の接種は任意接種であり、接種により健康被害が生じた場合の救済については、医薬品の副作用による健康被害として、被接種者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に申請していただくことになります。

【お問い合わせ・申請書類提出先】 彦根市福祉保健部健康推進課

電話：0749（24）0816 FAX：0749（24）5870

E-mail：kenko@ma.city.hikone.shiga.jp

〒522-0057 滋賀県彦根市八坂町1900番地4 くすのきセンター2階